

意見書

令和 7 年 9 月 25 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室 御中

郵便番号 151-0053

住所 とうきょうとしぶやくよぎ 東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル 6F

氏名 いっぽんしゃだんほうじんにほん 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 きょうかい

かいちょう くぼ まこと
会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2025 年度調査計画」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
2025年度調査計画① 対象サービス④分離型ISPサービス	NTT 東西殿のフレッツサービスを積極的に勧誘している傾向は当協会の会員事業者には見られません。アクセスサービス提供事業者が分離型ISPサービスを提供する事業者を特定していないケースで、分離型ISPサービスの解約忘れが発生すると考えられます。分離型ISPサービスの解約忘れの苦情は分離型ISPサービス提供事業者に対し発生するものの、その要因は契約者が現契約の形態を理解しきれていない事とその契約者の現契約に対して配慮の無いサービスの勧誘を行う事業者にあります。当協会の会員事業者は利用料請求のお知らせの様な利用者に向けた定期的な通知により契約が継続している事を知らせると共に一体型サービスの勧誘時における現契約の確認・解約手続き案内等の配慮をする様努めております。 そのため配慮ない勧誘によって起きる事もある分離型ISPの解約忘れについて調査される際には、その対象を当協会に限らずご考慮頂けるようお願いいたします。